

神奈川県立都市公園における Park-PFI 活用の
マーケットサウンディング調査に係る使用料（参考値）について

（１）新規に公園施設を設置、管理する場合、土地の使用料は次の計算式により計算して得た額（年額）となる。ただし、許可期間が1か月未満の場合、次の計算式により計算して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下、「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額となる。

- ・使用部分に係る土地の価額×3/100×75/100
- ・使用部分に係る土地の価額＝下記表記載の単価×使用土地面積

（２）既存の公園施設を管理する場合、建物の使用料は次のアに掲げる額とイに掲げる額を合算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（年額）となる。

- ・ア 使用部分に係る建物の価格×6/100
- ・イ 当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地について（１）を準用して算定した額

※建物の価格等については、個別にお問合せください。

※下記、県立都市公園の土地使用料に係る単価は、本マーケットサウンディング調査実施のための参考値であり、本調査以外の目的で使用してはならない。

（県立都市公園の土地使用料に係る単価表）

公園名	単価（円／㎡）
観音崎公園	216.8
城ヶ島公園	134.4
はやま三ヶ岡山緑地	149.5
葉山公園	86,793.7
塚山公園	41.7
大磯城山公園	70,989.4
秦野戸川公園	1,631.8
いせはら塔の山緑地公園	55.0
おだわら諏訪の原公園	2,861.0

恩賜箱根公園	40,250.2
相模原公園	5,563.6
座間谷戸山公園	366.8
七沢森林公園	4,717.2
相模三川公園	200.0
あいかわ公園	250.9
相模湖公園	47,604.0
津久井湖城山公園	1,724.8
東高根森林公園	50,406.2
辻堂海浜公園	28,535.8
湘南汐見台公園	27,816.0
湘南海岸公園	81,884.1
茅ヶ崎里山公園	1,658.8
保土ヶ谷公園	53,270.9
三ツ池公園	23,459.8
四季の森公園	8,565.1
山北つぶらの公園	21.5
境川遊水地公園	640.0